

一般会計等注記

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

①有形固定資産 取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア.昭和 59 年度以前に取得したもの 再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ.昭和 60 年度以降に取得したもの

取得原価が判明しているもの 取得原価

取得原価が不明なもの 再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

②無形固定資産 取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの 取得原価

取得原価が不明なもの 再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

①満期保有目的有価証券 償却原価法

②満期保有目的以外の有価証券

ア.市場価格のあるもの 会計年度末における市場価格

イ.市場価格のないもの 取得原価

ただし、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額を行います。なお、実質価額の低下割合が 30%以上である場合には、「著しく低下した場合」に該当するものとします。

③出資金

ア.市場価格のあるもの 会計年度末における市場価格

イ.市場価格のないもの 出資金額

ただし、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額を行います。なお、実質価額の低下割合が 30%以上である場合には、「著しく低下した場合」に該当するものとします。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

固定資産評価額

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除きます。） 定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	5 年～50 年
工作物	2 年～80 年
物品	2 年～34 年

②無形固定資産（リース資産を除きます。）・・・・・・・・・・定額法

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース契約 1 件あたりのリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

・・・・・・・・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

①投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

②徴収不能引当金

過去 5 年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

③退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

④損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑤賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

①ファイナンス・リース取引

ア.所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ.ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

②オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物を資金の範囲としています。

なお、現金及び現金同等物には、短期投資及び出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

①物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 50 万円（美術品は 300 万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

②資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が 60 万円未満であるときに、修繕費として処理しています。

2. 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

該当事項はありません。

(2) 表示方法の変更

該当事項はありません。

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

該当事項はありません。

3. 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

該当事項はありません。

(2) 組織・機構の大幅な変更

該当事項はありません。

(3) 地方財政制度の大幅な改正

該当事項はありません。

(4) 重要な災害等の発生

該当事項はありません。

4. 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体（会計）の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

(2) 貸借対照表に係る事項

①会計基準を変更したことによる影響額等

該当ありません。

②売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア.範囲

売却予定とされている公共資産。

イ.内訳

該当ありません。

③減債基金に係る積立不足額

該当ありません。

④基金借入金（繰替運用）残高

該当ありません。

⑤地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

42,757,606 千円

⑥地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	28,529,825	千円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	4,376,624	千円
将来負担額	66,631,985	千円
充当可能基金額	11,444,307	千円
特定財源見込額	5,705,708	千円
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	46,450,914	千円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

①固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金を加えた額を計上しています。

②余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

①基礎的財政収支

△1,507,536 千円

②既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	65,252,300 千円	64,822,135 千円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	1,166,218 千円	1,166,218 千円
繰越金に伴う差額	△808,678 千円	－ 千円
資金収支計算書	65,609,839 千円	65,988,353 千円

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計の分だけ相違します。

また、繰越金については、歳入歳出決算書では収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分だけ相違します。

③資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	4,031,499	千円
投資活動収入の国県等補助金収入	2,715,715	千円
未収債権の増減	△40,420	千円
未払債務の増減	△1,616	千円
減価償却費	△3,434,290	千円
賞与等引当金増減額	△10,169	千円
退職手当引当金増減額	59,768	千円
徴収不能引当金増減額	7,935	千円
投資損失引当金増減額	△42,000	千円
資産除売却損益等	68,874	千円
純資産変動計算書の本年度差額	3,355,296	千円

④一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額	5,000,000	千円
一時借入金に係る利子額	0	千円

⑤重要な非資金取引

該当ありません。